

入札説明書

令和 3 年札幌市告示第 6676 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領等その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 3 年 12 月 8 日

2 契約担当部局 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市環境局環境事業部施設管理課 電話 011-211-2922 FAX 011-218-5105

メールアドレス：seiso-shisetsukanri@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 件名

ア 令和 4 年度発寒清掃工場余剰電力売却

イ 令和 4 年度駒岡清掃工場余剰電力売却

ウ 令和 4 年度白石清掃工場余剰電力売却（バイオマス対象外電力）

(2) 特質等 仕様書による。

(3) 供給期間 令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 31 日

(4) 売却予定電力量

ア 14,108,200 kWh

イ 10,112,800 kWh

ウ 21,526,580 kWh

(5) 入札方法 入札は、当局が提示する予定売却電力量の対価を入札者が見積もった単価に従って計算した総額で行う。入札金額は、仕様書等に示した月ごとの予定売却電力量に対して、入札者が当局の提示する単価区分ごとに設定した単価に基づき、計算した総額を入札書に記入すること。

なお、各月の電力量料金の月額小計に 1 円未満の端数があるときは、その全部を切り捨てた金額を記入する。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「電力業」に登録されている者であること。

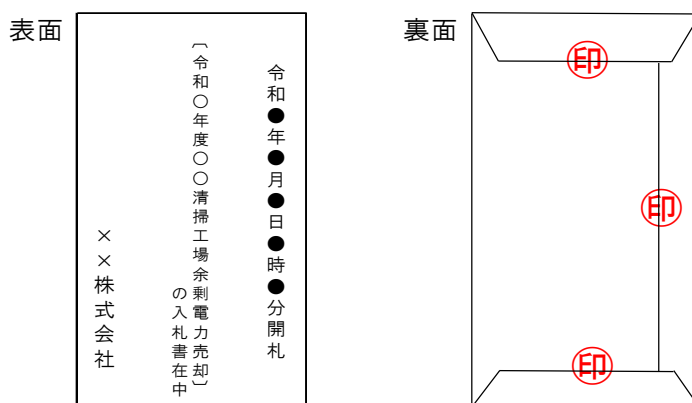
- (3) 電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者として登録を受けた者、又は登録申請が完了している者。ただし、登録申請が完了している者は、入札までに小売電気事業者として登録を受けること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出方法

ア 入札書（別紙1）の様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和4年1月17日14時00分開札〔令和4年度〇〇清掃工場余剰電力売却〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

図）入札書提出時の封筒について



イ 入札書別紙「契約単価積算内訳書」に社印、代表者氏名の記入や押印は不要であるが、「入札書」と「契約単価積算内訳書」とをホチキス止めしたうえで割印を押印すること。割印がない場合は入札が無効となるので、注意すること。

ウ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和4年1月17日14時00分開札〔令和4年度〇〇清掃工場余剰電力売却〕の入札書在中」の旨を記載し上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

エ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

(2) 入札説明書の交付方法 上記1の場所にて交付するほか、下記URLのホームペ

ージからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/seiso/topics/keiyaku/2022yojoudenryoku.html>

(3) 入札書の受領期限

令和4年1月14日（金）17時00分（送付の場合は必着のこと）

(4) 本件の仕様書等に対する質問

ア 質問の提出方法

書面による持参、送付、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

イ 質問の提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、令和3年12月24日（金）17:00までの間に提出すること。

ウ 質問に対する回答

令和4年1月12日（火）17時00分までに、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、下記URLのホームページに掲載する。

<https://www.city.sapporo.jp/seiso/topics/keiyaku/2022yojoudenryoku.html>

(5) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 入札参加資格要件の審査書類の提出の指示があつたにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札書は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の不備があつたとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで委任状（別紙2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼

ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

日時 令和4年1月17日(月)14時00分

場所 札幌市役所本庁舎13階 環境局施設管理課事務室
(札幌市中央区北1条西2丁目)

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状(別紙2)を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、落札金額(仕様書等にした予定数量に契約単価を乗じて得た金額の合計。)の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならない。このほか、関係職員の求めに応じ、上記4に掲げる入札参加資格を証する書類その他関係書類を求められた場合は、入札書を受領期限内に提出しなければならない。

また、入札者は、開札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書・仕様書・契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約方法

落札者が入札において提示した電力量料金の単価で契約する。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、速やかに契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項 契約書（案）のとおり